

様式第3号(第12条関係)

会 議 録

会 議 の 名 称	平成26年度 第2回吉川市防災会議
開 催 日 時	平成27年1月28日(水) 午後1時30分から 午後2時45分まで
開 催 場 所	吉川市役所 第2庁舎 2階 204会議室
出席委員(者)氏名	27名(内、代理出席者3名) 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
欠席委員(者)氏名	5名 氏名:別紙「出席者名簿」のとおり
担当課職員職氏名	市民安全課長 岡田啓司、防災係長 中村喜光、 主任 椿洋一、主任 田村浩之
会議次第と会議の公開 又は非公開の別	○会議次第 1 開 会 2 会長あいさつ 3 議 事 (1) 吉川市地域防災計画(改訂原案)について 4 閉 会 ○会議の公開又は非公開の別 全部公開
非公開の理由 (会議を非公開にした 場合)	
傍 聴 者 の 数	0名
会 議 資 料 の 名 称	別紙「配付資料一覧表」のとおり
会 議 録 の 作 成 方 法	<input type="checkbox"/> 録音機器を使用した全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 録音機器を使用した要点記録 <input type="checkbox"/> 要点記録
会 議 録 確 認 指 定 者	村上昇委員、松澤薫委員
そ の 他 の 必 要 事 項	

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局

※ 配付資料確認
「配付資料一覧表」により、配付資料を確認。

1 開 会

戸張会長

2 会長あいさつ
あいさつ。

事務局

※ 会議の公開及び傍聴者の説明
吉川市防災会議運営要領に基づき、会議を公開する旨を説明。また、会議の傍聴者が0名であることを報告。

事務局

※ 会議成立の報告
出席委員数は27名で会議が成立していることを報告。

3 議 事

戸張会長
村上委員、松澤委員
戸張会長

※ 会議録の署名委員の指名
・村上委員、松澤委員を指名。
・了承。
・会議録の署名委員は、村上委員、松澤委員に決定。

(1) 吉川市地域防災計画（改訂原案）について

事務局

<説明>
・「資料1」、「資料2」により、吉川市地域防災計画（改訂原案）の「第1編」と「第2編」を説明。

小笠原委員

<質疑>
・災害直後は、速やかに初期医療体制を整備することが重要となる。このことから、平常時から災害を想定した訓練を行うなど、医師会・歯科医師会・薬剤師会と市、消防の連携を密にしておくことが大切である。現在、医師会と市の間には災害協定が締結されていないので協定締結に向けた協議を行いたい。

事務局

・協定の締結に向け、協議を進めてまいります。

事務局

<説明>
・「資料1」、「資料2」により、吉川市地域防災計画（改訂原案）の「第3編」から「第5編」を説明。

前川委員

<質疑>
・越谷市、松伏町で発生した竜巻災害の際には、被害地域の特定が遅れた。竜巻災害時には、ライフライン事業者も速やかに復旧活動を行う必要があるため、ライフライン事業者にも竜巻情報を伝達していただきたい。「第4編 その他自然災害対策計画」の「その他自然災害13

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、決定事項等）

事務局

ページ」の「竜巻発見時の伝達系統」に伝達先としてライフライン事業者を記載してはどうか？
・意見を取り入れる形で検討します。

4 閉会

資料3に基づき、今後の予定を説明。
次回の会議は、平成27年3月を予定している。

以上、会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 27年 2月 2日

署名委員

私澤 董

署名委員

村上 昇

平成26年度 第2回 吉川市防災会議 出席者名簿

委員の氏名	出席	欠席	代理出席者役職・氏名
戸張 胤茂 (吉川市長)	○		
宮川 勇二 (関東地方整備局江戸川河川事務所長)	○		防災対策課 建設専門官 <small>いわせ あきのり</small> 岩瀬 昭徳
小野寺 慎司 (関東農政局企画調整室長)		○	
狩野 操 (春日部労働基準監督署長)		○	
椎木 隆夫 (埼玉県東部地域振興センター所長)	○		
田邊 博義 (埼玉県草加保健所長)	○		副所長 <small>むらおか とおる</small> 村岡 徹
井上 桂一 (埼玉県越谷県土整備事務所長)		○	
川上 正美 (埼玉県警察吉川警察署長)	○		警備課長 <small>あきもと ひろし</small> 秋元 浩
椎葉 祐司 (吉川市副市長)	○		
岡田 忠篤 (吉川市政策室長)	○		
松澤 薫 (吉川市総務部長)	○		
鈴木 昇 (吉川市健康福祉部長)	○		
野尻 宗一 (吉川市市民生活部長)	○		
関根 勇 (吉川市都市建設部長)	○		
篠田 好充 (吉川市教育部長)	○		
染谷 行宏 (吉川市教育委員会教育長)	○		
酒井 誠 (吉川松伏消防組合消防長)		○	
鈴木 克巳 (吉川松伏消防組合吉川消防署長)	○		
宮田 孝一 (吉川市消防団長)	○		
山崎 成一 (吉川市水道課長)	○		
池田 隆成 (東日本高速道路(株)関東支社谷和原管理事務所長)	○		
金子 政昭 (東京電力(株)川口支社草加センター所長)	○		
高橋 昇一 (株NTT 東日本-関信越越谷営業支店長)	○		
松沢 茂治 (東武バスセントラル(株)吉川営業所長)	○		
本田 佳代子 (東日本旅客鉄道(株)吉川駅長)	○		
永石 靖博 (日本郵便(株)吉川郵便局長)		○	
前川 尚己 (東彩ガス(株)取締役)	○		
立澤 勝美 ((社)埼玉県トラック協会吉川支部副支部長)	○		
小笠原 忠彦 (一般社団法人吉川松伏医師会副会長)	○		
高尾 良 (吉川市自主防災組織連絡協議会会長)	○		
浦上 利詠 (社会福祉法人吉川市社会福祉協議会 社会福祉士)	○		
村上 昇 (吉川市自治連合会副会長)	○		
鈴木 庄次 (吉川市民生委員・児童委員協議会 吉川市東地区会長)	○		
計	27	5	32名 (会長を除く)

平成26年度 第2回吉川市防災会議

日 時 平成27年1月28日(水)
午後1時30分から
場 所 吉川市役所第2庁舎
2階 204会議室

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

(1) 吉川市地域防災計画(改訂原案)について

4 閉 会

平成26年度 第2回吉川市防災会議 配付資料一覧表

1	会議次第	……	当日配付
2	会議資料		
資料1	吉川市地域防災計画（改訂原案）	……	事前配付
	●表紙（目次）		
	●第1編 総則		
	●第2編 震災対策計画		
	●第3編 風水害対策計画		
	●第4編 その他自然災害対策計画		
	●第5編 事故対策計画		
	●資料集		
	●様式集		
資料2	平成26年度吉川市地域防災計画改訂の概要	……	事前配付
資料3	平成26年度吉川市地域防災計画改訂スケジュール	……	事前配付
参考資料	災害対策基本法等の改正及び国が作成した指針等の概要	……	事前配付
3	その他	……	当日配付
	吉川市防災会議委員名簿（裏面：席次表）		

平成26年度 吉川市地域防災計画改訂の概要

《改訂の基本方針》

1 防災関係法令、国等の指針の制改定への対応

東日本大震災や近年の大規模災害の教訓などを踏まえ、災害対策基本法の改正をはじめ、防災関係の法制度や指針などが制改定されているため、これらとの整合を図る。

2 埼玉県地域防災計画の改訂、埼玉県地震被害想定の見直しへの対応

平成26年3月に埼玉県地域防災計画が改訂され、また、埼玉県地震被害想定調査が見直しされたため、これらとの整合を図る。

3 近年、埼玉県内で大きな被害をもたらした災害への対応

平成25年9月の竜巻災害、平成26年2月の大雪に対応した対策を追加する。

《主要な改訂事項》

第1編 総則

改訂事項		ページ等
1	<ul style="list-style-type: none"> ○埼玉県地域防災計画改訂関係 ○近年、埼玉県内で大きな被害をもたらした災害への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ○竜巻・突風等への対策に関する事項 ○雪害への対策に関する事項 ○富士山噴火時の火山噴火降灰への対策に関する事項
		<ul style="list-style-type: none"> ○第1章-第1節-「第2 計画の目標」 (P 総則-1) ○第1章-「第3節 計画の構成」 (P 総則-3、4)

第2編 震災対策計画（1/2）

改訂事項		ページ等
1	○埼玉県地震被害想定関係 ○地震被害想定に関する事項	○第1章―第1節「地震被害想定」、第2節「震災対策の基本方針」 (P 震災―総則―1~5)
2	○災害対策基本法改正関係 ○指定緊急避難場所・指定避難所に関する事項	○第2章―第1節―第3―「3.2 避難拠点の整備」 (P 震災―予防―22~26)
3	○災害対策基本法改正関係 ○り災証明書の発行に関すること	○第2章―第2節―第1―「1.1 活動マニュアル等の整備」 (P 震災―予防―30)
4	○埼玉県地震被害想定関係 ○国等による指針関係 ○備蓄物資等の備蓄量に関する事項 ○避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	○第2章―第2節―第3―「非常用物資の備蓄」 (P 震災―予防―35~40)
5	○国等による指針関係 ○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針	○第2章―第2節―第4―「4.2 消防体制の充実」 (P 震災―予防―48) ※消防団への女性の入団促進について
6	○災害対策基本法改正関係 ○国等による指針関係 ○避難行動要支援者名簿に関する事項 ○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	○第2章―第2節―第8―「8.1 避難行動要支援者の安全対策」 (P 震災―予防―59~61)
7	○国等による指針関係 ○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針	○第2章―第3節―第2―「2.1 防災訓練の種類」 (P 震災―予防―75) ※防災訓練等への女性の参加促進について
8	○国等による指針関係 ○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針	○第2章―第3節―第3―「3.1 地域の自主防災組織の育成」 (P 震災―予防―76) ※自主防災組織への女性の参画促進について
9	○災害対策基本法改正関係 ○地区防災計画に関する事項	○第2章―第3節―第3―「3.3 地区防災計画の策定」 (P 震災―予防―78)

第2編 震災対策計画（1／2）

改訂事項		ページ等
10	○気象業務法改正関係 ○特別警報に関する事項	○第3章―第1節―「第2 体制の種別と配備基準」 (P 震災―応急―3～4)
11	○吉川市災害対策本部の組織体制・事務分掌等の見直し ○災害対策本部の部・班等の組織体制・事務分掌等に関する事項	○第3章―第1節―「第3 非常配備体制と組織図」、 「第4 非常配備体制と事務分掌」 (P 震災―応急―4～14)
12	○国等による指針関係 ○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	○第3章―第3節―第4―「4.4 避難誘導及び移送」 (P 震災―応急―43～44)
13	○国等による指針関係 ○避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針	○第3章―第3節―第4―「4.6 避難所の運営」 (P 震災―応急―46～50)
14	○国等による指針関係 ○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針	○第3章―第3節―第4―「4.6 避難所の運営」 (P 震災―応急―46～48) ※避難所運営組織への女性の参加、及び避難所運営上での女性への配慮について
15	○国等による指針関係 ○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	○第3章―第4節―第13―「13.1 要配慮者に対する避難対策」 (P 震災―応急―115～119)
16	○災害対策基本法改正関係 ○被災者台帳に関する事項	○第4章―第1節―第1―「1.4 被災者台帳の作成」 (P 震災―復旧―6～7)
17	○災害対策基本法改正関係 ○り災証明書の発行に関すること	○第4章―第1節―第1―「1.5 り災証明の発行」 (P 震災―復旧―7～9)
18	○国等による指針関係 ○男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針	○第4章―第4節―「第1 基本方針」 (P 震災―復旧―33) ※災害復旧・復興への女性の参画促進について

第3編 風水害対策計画

改訂事項		ページ等
1	○災害対策基本法改正関係 ○指定緊急避難場所・指定避難所に関する事項	○第2章-第1節-第3-「3.2 避難拠点の整備」 (P 風水害-予防-11~13)
2	○水防法改正関係 ○河川管理者の水防への協力に関する事項	○第2章-第2節-第1-「1.4 応援協力体制の整備」 (P 風水害-予防-16~17)
3	○水防法改正関係 ○水防協力団体に関する事項	○第2章-第2節-第1-「1.4 応援協力体制の整備」 (P 風水害-予防-17)
4	○国等による指針関係 ○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	○第2章-第2節-第9-「9.1 避難行動要支援者の安全対策」 (P 風水害-予防-25) ※「第2編 震災対策計画」を準用する。 ○第2章-第2節-第8-「8.1 避難行動要支援者の安全対策」 (P 震災-予防-59~61)
5	○水防法改正関係 ○地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における自衛水防の促進	○第2章-第2節-第9-「9.3 要配慮者利用施設等の安全対策」 (P 風水害-予防-25~26)
6	○気象業務法改正関係 ○特別警報に関する事項	○第3章-第1節-「第2 活動体制と配備基準」 (P 風水害-応急-3)
7	○吉川市災害対策本部の組織体制・事務分掌等の見直し ○災害対策本部の部・班等の組織体制・事務分掌等に関する事項	○第3章-第1節-「第4 災害対策本部の設置と運営」 (P 風水害-応急-10~20)
8	○気象業務法改正関係 ○特別警報に関する事項	○第3章-第2節-「第2 注意報・警報・特別警報等の収集伝達」 (P 風水害-応急-33~36)
9	○災害対策基本法改正関係 ○国等による指針関係 ○屋内での待避等の安全確保措置の指示 ○避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン	○第3章-第5節-「第1 避難行動(安全確保行動)の考え方」 (P 風水害-応急-77~78) ○第3章-第5節-「第2 避難の勧告・指示」 (P 風水害-応急-79~85) ※「避難行動フロー」参照 (P 風水害-予防-14)
10	○国等による指針関係 ○避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針	○第3章-第5節-「第3 避難誘導及び移送」 (P 風水害-応急-86~87)

第4編 その他自然災害対策計画（新規追加）

改訂事項		ページ等
1	<p>○埼玉県地域防災計画改訂関係</p> <p>○近年、埼玉県内で大きな被害をもたらした災害への対応</p>	<p>○竜巻・突風等への対策に関する事項</p> <p>○雪害への対策に関する事項</p> <p>○富士山噴火時の火山噴火降灰への対策に関する事項</p>
		<p>○第1章「その他自然災害対策の総則」 (P その他自然災害-1)</p> <p>○第2章「その他自然災害対策計画」 (P その他自然災害-2)</p>
2	<p>○埼玉県地域防災計画改訂関係</p> <p>○近年、埼玉県内で大きな被害をもたらした災害への対応</p>	<p>○竜巻・突風等への対策に関する事項</p>
		<p>○第2章-「第1節 竜巻災害」 (P その他自然災害-3~23)</p>
3	<p>○埼玉県地域防災計画改訂関係</p> <p>○近年、埼玉県内で大きな被害をもたらした災害への対応</p>	<p>○雪害への対策に関する事項</p>
		<p>○第2章-「第2節 雪害」 (P その他自然災害-24~32)</p>
4	<p>○埼玉県地域防災計画改訂関係</p>	<p>○富士山噴火時の火山噴火降灰への対策に関する事項</p>
		<p>○第2章-「第3節 火山噴火降灰災害」 (P その他自然災害-33~41)</p>

平成26年度 吉川市地域防災計画改訂スケジュール

年 月	項 目	内 容
26年 8月	第1回 防災会議	日時：平成26年8月6日（水） 場所：吉川市役所第2庁舎204会議室 議事：吉川市地域防災計画の改訂方針（案）について
8月 ～ 11月	地域防災計画（改訂素案）の作成	期間：平成26年8月中旬～11月中旬 内容：吉川市地域防災計画（改訂素案）の作成を行う。
11月 ～ 12月	埼玉県、関係機関、及び庁内各課との調整	期間：平成26年11月下旬～12月下旬 内容：吉川市地域防災計画（改訂素案）について、埼玉県、関係機関及び庁内各課へ修正依頼・意見照会を行う。
27年 1月	第2回 防災会議	日時：平成27年1月28日（水） 場所：吉川市役所第2庁舎204会議室 議事：吉川市地域防災計画（改訂原案）について
27年 2月 ～ 3月	パブリック・コメント（意見公募）	期間：平成27年2月上旬～3月上旬 内容：吉川市地域防災計画（改訂原案）について、市民へ意見等を伺う。 周知方法：広報よしかわ、市ホームページ等 意見提出方法：直接、郵送、ファクシミリ、電子メール、公共施設に設置する意見提出箱
	埼玉県との調整	期間：平成27年2月上旬～3月上旬 内容：吉川市地域防災計画（改訂原案）について、県と調整を行う。
3月	第3回 防災会議	日時：平成27年3月下旬 場所：吉川市役所第2庁舎204会議室 議事：吉川市地域防災計画（改訂案）について ※改訂の決定を行う
3月	埼玉県への報告 ・市民等への公表 ・計画書の送付	期間：平成27年3月下旬 内容：吉川市防災会議で改訂した「吉川市地域防災計画」を埼玉県知事に報告する。また、市民等へ公表するとともに関係機関等へ計画書を送付する。

災害対策基本法等の改正及び国が作成した指針等の概要

《災害対策基本法》（1／2）

項目	改正の概要
<p>1 指定緊急避難場所 ・指定避難所</p>	<p>○指定緊急避難場所 改正前の災害対策基本法では、避難場所又は避難所の指定等に関して、特段の規定が設けられているところではなく、津波や水害等の際、住民が災害想定区域内にある避難所に避難した結果、かえって危険が生じた事例があったことなどを踏まえ、安全面の観点から、それぞれの異常な現象の種類ごとに、当該災害の危険から緊急に逃れるための避難場所を指定し、これを住民等に周知することにより、より円滑かつ安全な避難を促進しようとするもの。 指定緊急避難場所の指定にあたっては、地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設又は場所を指定することとなる。</p> <p>○指定避難所 災害発生時に、被災者の避難及び救援を円滑に実施するためには、これらの用に供する適切な施設を平時から指定しておき、住民等に広く周知しておくことが有効である。また、指定により救援物資等の送付先となる避難所を事前に把握しておくことにより、国等によるプッシュ型の物資輸送の的確かつ迅速な実施や、広域避難が必要な事態の円滑な被災住民の受入れの協議が可能となる。このことから、地域の状況等を勘案し、一定の基準を満たす施設を指定避難所として指定するもの。</p>
<p>2 り災証明書の発行</p>	<p>被災者生活再建支援金の支給をはじめとする支援措置の申請に活用されるり災証明書について、東日本大震災では交付までに数カ月を要した市町村もあったことを踏まえ、災害発生後、り災証明書が遅滞なく被災者に交付されるよう法律に明確な根拠を設けるとともに、住家の被害調査等に必要な体制整備に関する市町村の責務を規定した。市町村長は、災害による被害の程度に応じた適切な支援の実施を図るため、被災者から申請があった場合、遅滞なくり災証明を交付しなければならない。</p>
<p>3 避難行動要支援者名簿</p>	<p>高齢者や障がい者等の「災害時要援護者」を災害から保護するため、市町村長が避難について特に支援が必要な者の名簿をあらかじめ作成し、消防機関や民生委員等の地域の支援者との間で情報共有するための制度を創設。この際、こうした名簿の作成・利用に際しては、各市町村の個人情報保護条例の規定に抵触する場合もあることから、全ての市町村において必要な個人情報の利用が可能となるよう法律に明確な根拠を設けることとしたもの。</p>
<p>4 地区防災計画</p>	<p>自助・共助による自発的な防災活動を促進し、ボトムアップ型で地域における防災力を高めるため、市町村内の地区居住者等から提案があった場合等に、市町村地域防災計画に、地区防災計画を定めることができるものとしたもの。</p>
<p>5 被災者台帳</p>	<p>被災者支援について「支援漏れ」や「手続きの重複」をなくし、中長期にわたる被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、個々の被災者の被害状況や支援状況、配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳の作成制度を創設。この際、こうした台帳の作成・利用に際しては、各市町村の個人情報保護条例の規定に抵触する場合もあることから、市町村において必要な個人情報の利用が可能となるよう法律に明確な根拠を設けるもの。</p>

《災害対策基本法》（2/2）

	項目	改正の概要
6	屋内での待避等の安全確保措置	既に河川が氾濫している場合など、避難場所へ移動することによりかえって危険が生ずる場合があることから、従来の「避難のための立退き」に加え、新たに自宅の上階部分などの一定の安全が確保された屋内に留まる避難行動である「屋内での待避等の安全確保措置」を法律上位置付けることとしたもの。

《水防法》

	項目	改正の概要
1	河川管理者の水防への協力	河川管理者と協議の上、都道府県や水防管理者の定める水防計画に河川に関する情報の提供、水防訓練への参加等、河川管理者の水防活動への協力内容を位置付けることとした。
2	水防協力団体	水防団等の水防活動に協力する「水防協力団体」について、営利法人を含む民間法人、法人格を有しない自治会等も対象とし、対象業務として水防資器材の保管・提供を追加した。
3	地下街、要配慮者利用施設、大規模工場等における自衛水防の促進	市町村地域防災計画に定める浸水想定区域内の地下街、高齢者等利用施設、大規模工場等について、避難確保計画又は浸水防止計画の作成、訓練の実施、自衛水防組織の設置等が規定された。

《国が作成した指針・ガイドライン》

	項目	指針等の概要
1	避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針 (平成 25 年 8 月 内閣府(防災担当))	災害対策基本法の一部改正により、市町村（特別区を含む。）には、避難所における良好な生活環境を確保し、被災者の避難生活に対するきめ細やかな支援を実施することが求められるが、その取組に当たっての参考となるよう、市町村を対象に、生活環境の確保に関する事項を指針として示したものの。
2	男女共同参画の視点から防災・復興取組指針 (平成 25 年 5 月 内閣府男女共同参画局)	東日本大震災を含む、過去の災害対応における経験を基に、男女共同参画の視点から、必要な対策・対応について、予防、応急、復旧・復興等の各段階において地方公共団体が取り組む際の基本的事項を示したものの。
3	避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針 (平成 25 年 8 月 内閣府(防災担当))	災害対策基本法の一部改正により、新たに、避難行動要支援者名簿の作成、名簿情報の避難支援等関係者等への提供等の規定が設けられたことを受け、市町村を対象に、その事務に係る取組方法等を指針として示したものの。
4	避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン (平成 26 年 9 月 内閣府(防災担当))	各市町村が避難勧告等の発令基準や伝達方法を検討するに当たり考えておくべき事項を示したものの。

吉川市防災会議 委員名簿

会長	吉川市	市長	戸張 胤茂
	所属機関団体名	職名	氏名
【1号委員】 指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者			
1	関東地方整備局	江戸川河川事務所長	宮川 勇二
2	関東農政局	企画調整室長	小野寺 慎司
3	春日部労働基準監督署	署長	狩野 操
【2号委員】 埼玉県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者			
4	埼玉県	東部地域振興センター所長	椎木 隆夫
5	埼玉県	草加保健所長	田邊 博義
6	埼玉県	越谷県土整備事務所長	井上 桂一
【3号委員】 埼玉県警察の警察官のうちから市長が任命する者			
7	埼玉県警察	吉川警察署長	川上 正美
【4号委員】 市長がその部内の職員のうちから指名する者			
8	吉川市	副市長	椎葉 祐司
9	吉川市	政策室長	岡田 忠篤
10	吉川市	総務部長	松澤 薫
11	吉川市	健康福祉部長	鈴木 昇
12	吉川市	市民生活部長	野尻 宗一
13	吉川市	都市建設部長	関根 勇
14	吉川市	教育部長	篠田 好充
【5号委員】 吉川市教育委員会教育長			
15	吉川市教育委員会	教育長	染谷 行宏
【6号委員】 吉川松伏消防組合消防長、吉川消防署長及び吉川市消防団長			
16	吉川松伏消防組合	消防長	酒井 誠
17	吉川松伏消防組合	吉川消防署長	鈴木 克巳
18	吉川市消防団	団長	宮田 孝一
【7号委員】 吉川市水道事業の企業職員のうちから市長が指名する者			
19	吉川市水道課	課長	山崎 成一
【8号委員】 指定公共機関及び指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者			
20	東日本高速道路㈱	関東支社谷和原管理事務所長	池田 隆成
21	東京電力㈱	川口支社草加センター所長	金子 政昭
22	㈱NTT 東日本-関信越	越谷営業支店長	高橋 昇一
23	東武バスセントラル㈱	吉川営業所長	松沢 茂治
24	東日本旅客鉄道㈱	吉川駅長	本田 佳代子
25	日本郵便㈱	吉川郵便局長	永石 靖博
26	東彩ガス㈱	取締役	前川 尚己
27	一般社団法人埼玉県トラック協会	吉川支部副支部長	立澤 勝美
28	一般社団法人吉川松伏医師会	副会長	小笠原 忠彦
【9号委員】 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者			
29	吉川市自主防災組織連絡協議会	会長 (中野1区自主防災会)	高尾 良
【10号委員】 1号から9号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認めて任命する者			
30	社会福祉法人吉川市社会福祉協議会	社会福祉士	浦上 利詠
31	吉川市自治連合会	副会長 (栄町3区町会長)	村上 昇
32	吉川市民生委員・児童委員協議会	吉川市東地区会長	鈴木 庄次

《任期》 任期：平成25年6月3日から平成27年6月2日まで